

保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）について

1 保険者努力支援制度（事業費分・事業費連動分）の概要

- 県・市町村が「予防・健康づくり」のため行う国保ヘルスアップ（支援）事業の財源となる「**事業費分**」と、当該事業の実施状況等を採点して都道府県に交付される「**事業費連動分**」から構成される。
- 令和7年度の事業費分・事業費連動分の本県交付見込み額は次のとおり。

事業費分 全国総額 152 億円

令和7年度 交付額 606,602 千円（前年度比+59,447 千円）
＜うち県分 52,414 千円、市町村分 554,188 千円＞

令和6年度 交付額 547,155 千円
＜うち県分 50,293 千円、市町村分 496,862 千円＞

事業費連動分 全国総額 228 億円

令和7年度 交付額 885,654 千円（前年度比-152,295 千円）
1人当たり交付額 768 円（1,152,659 名）

令和6年度 交付額 1,037,949 千円
1人当たり交付額 859 円（1,207,645 名）

2 令和7年度の実施状況

（1）事業費分

市町村が被保険者の健康の保持増進や疾病予防などを目的に行う「国保ヘルスアップ事業」及び、県が市町村を支援するための「国保ヘルスアップ支援事業」について、事業費の全額を交付するもの。

事業費分を活用した市町村が行う事業の全体数が 228 事業から 241 事業に増加したことにより、県全体の交付金額も約5千9百万円増加した。

(2) 事業費連動分

市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」や県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」について、国が事業の数や種類などの取組状況等について採点し、点数に応じて交付金が配分されるもの。

市町村が実施する「国保ヘルスアップ事業」において、該当する事業を行う市町村が増加したことなどにより、市町村の取組状況が評価された一方、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを組み合わせた事業が申請市町村の全てで行われなかったこと、また、県が実施する「国保ヘルスアップ事業」F. モデル事業の評価が順位を下げたことにより、全体としては点数で2点減少し、交付額は約1億5千万円の減少となった。

主な増減の原因となった得点状況の詳細は以下のとおり。

【 指標①：事業の種類や数による評価 】 29点 → 32点（+3点）

- ・ 県が行う「国保ヘルスアップ支援事業」F. モデル事業の順位を下げたことによる減少
(▲5点)

(モデル事業(先進的な保健事業)に取り組む場合で、全都道府県による評価結果が上位の場合に評価される。順位が下がったことにより、前年度と比べて5点減点している。)

令和6年度 上位1位から10位 → 令和7年度 上位11位から20位

- ・ 市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の拡大による増加（+8点）

(市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の「②生活習慣病予防対策」の取組について、f) 40歳未満早期介入保健指導事業、g) 特定健診継続受診対策等、または、h) その他生活習慣病予防対策を実施する市町村の割合が5割以上の場合に評価される。該当する事業を行う市町村が22市町村(41%)から30市町村(56%)に増加したことにより、前年度と比べて5点増加している。)

(市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の取組について、①国保一般事業、②生活習慣病予防対策、③生活習慣病等重症化予防対策、④医薬品の適正化使用を推進する取組それぞれから1事業以上実施する市町村の割合が2割以上の場合に評価される。該当する事業を行う市町村が10市町村(19%)から11市町村(20%)に増加したことにより、前年度と比べて3点増加している。)

【 指標②：事業の内容による評価 】 21点 → 16点（▲5点）

・市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」の事業手法への評価（▲８点）

（市町村が行う「国保ヘルスアップ事業」において、申請市町村の全てが、ポピュレーションアプローチ（普及啓発）とハイリスクアプローチ（個別指導等）を組み合わせる総合的に事業を展開している場合に評価される。全ての市町村で行われなかったため前年度と比べて８点減少している。）

令和６年度 ５４／５４市町村（１００％） → 令和７年度 ５３／５４市町村（９８％）

・地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業を実施したことによる増加（＋３点）

（市町村事業①国保一般事業のｂ）地域包括ケアの視点を踏まえた保健事業において、申請市町村の全てが、医療・介護・保健など部局横断的にデータ分析を行い、一体的に（国保・後期・介護）事業へ活用している場合に評価される。申請市町村全て（２市町村）が事業を実施したことにより、前年度と比べて３点増加している。）

【課題と今後の取組】

「指標①：事業の種類や数による評価」において、取組を行う市町村の割合が評価基準で定められている割合にわずかに及ばない項目があることから、県としては、市町村における事業の拡大のための助言等を行っていく必要がある。

また、事業費分を活用し「国保ヘルスアップ支援事業」として行っている、レセプトや健康診査結果のデータ分析事業、市町村の「予防・健康づくり」担当者を対象とした人材育成研修、特定健診の周知・啓発のためのラジオCMを行うこと等により、引き続き、市町村の「国保ヘルスアップ事業」を支援していく。